明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二二七～二三三）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二三四～二三六）　八
○肥料を登録した件（農林水産九二〇）　九
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同九二一）　一〇
○肥料の生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（同九二二）　一五
○肥料の登録を失効した件（同九二三）　一六
〔公告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

告示

○財務省告示第二百二十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月七日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百八十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆八千六百九億円うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆三千百三十七億九千六百六十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千七十二億三千百五十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千三百九十八億七千百八十五万円
ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で六十五億九千百万円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千三百十四億円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　一兆八千六百二十六億三百八十九万円
ロ　非競争入札発行　六十五億九千七百六万三千七百二十円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千三百十五億二千八十八万八千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年六月十五日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円八銭五厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円九銭二厘

十二　利率　年〇・四パーセント

十三　初期利子　平成二十一年十二月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成二十三年六月十五日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十九　払込期日　平成二十一年六月十五日

○財務省告示第二百二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年六月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月七日

財務大臣　与謝野　馨